

事務連絡

平成 30 年 8 月 28 日

会員各位

一般社団法人宮城県測量設計業協会

会長 遠藤 敏雄



会員の違反行為に対する処分について

平成 30 年 7 月 26 日公正取引委員会の報道発表において、去る平成 29 年 11 月 14 日の公正取引委員会の立ち入り検査及びその後の調査結果が公表され、当協会の会員 10 社が独占禁止法第 3 条 (不当な取引制限の禁止) の規定に違反する行為を行っていたと認定された。

このことは、当協会倫理要綱第 5 項 (不当競争の禁止)、及び第 7 項 (法令等の遵守、名誉保持の義務) に違反するため、下記の処分を会員各位に報告する。

記

1 処分対象者及び処分

処分対象者	処分
1 岩倉測量設計株式会社	退会勧告
2 株式会社ウイル	退会勧告
3 株式会社江合技術コンサルタント	会員活動の停止 (12 か月)
4 株式会社大崎測量設計コンサルタント	退会勧告
5 株式会社加美測量設計事務所	退会勧告
6 有限会社大洋測量設計	退会勧告
7 株式会社田中測量設計	退会勧告
8 株式会社古川測量設計事務所	退会勧告
9 有限会社和光測量設計社	退会勧告
10 株式会社渡工測量設計	退会勧告

※次頁へ

(1) 退会勧告を受け退会する会員の取り扱い

倫理委員会運用規程第5条(処分の種類及び内容)第4項に示す退会勧告に関わる「退会勧告を受け退会した会員は、一定期間当協会の会員に復帰することができない」について、この場合の一定期間は、12か月から24か月とする。

処分対象者	会員に復帰することができない一定期間
1 岩倉測量設計株式会社	24か月
2 株式会社ウイル	24か月
4 株式会社大崎測量設計コンサルタント	24か月
5 株式会社加美測量設計事務所	24か月
6 有限会社大洋測量設計	24か月
7 株式会社田中測量設計	24か月
8 株式会社古川測量設計事務所	24か月
9 有限会社和光測量設計社	24か月
10 株式会社渡工測量設計	12か月

(2) 会員活動の停止に該当する会員の取り扱い

倫理委員会運用規程第5条(処分の種類及び内容)第5項に示す会員活動の停止に関わる活動及び一定期間等は、次のとおりとする。

- 1) 停止する会員活動は、総会及び臨時総会における議決権、協会の各種委員会活動、会員に限定した講習会・研修会等への参加、災害時における被害状況調査に係る応援協力に関する協定の要請に基づく活動とする。なお、停止期間中の会費納入は要しない。
- 2) 停止する一定期間は、12か月とする。

2 処分理由

公正取引委員会の、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたと認定された調査結果は、当協会倫理要綱第5項(不当競争の禁止)、及び第7項(法令等の遵守、名誉保持の義務)に違反するため。

ただし、処分対象者3の株式会社江合技術コンサルタントは、公益通報者保護法を鑑みて他の処分対象者よりも軽い処分とする。

3 処分の対象とする違反行為

- 1) 独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定違反
- 2) 当協会倫理要綱第5項(不当競争の禁止)の規定違反
- 3) 当協会倫理要綱第7項(法令等の遵守、名誉保持の義務)の規定違反

以上